

地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価） における実施取扱要領

施行 2020年(令和2年)4月1日

改正 2025年(令和7年)8月7日

1. 地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る取り扱い

明石市内に所在する指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る取り扱いは、原則として、平成18年10月17日老計発第1017001号（最終改正令和3年3月16日老高発0316第3号、老認発0316第6号、老老発0316第5号）厚生労働省老健局計画課長通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（以下、「課長通知」という。）、兵庫県「地域密着型サービス第三者評価の実施について（指針）」及び「評価基準ガイドライン」によるものとする。

2. 自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施回数

明石市内に所在する指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、少なくとも年に1回以上は自己評価及び外部評価（第三者評価）を実施するものとする。

ただし、下記に定める要件を満たし、その旨の認定を受けた事業者については、前段の規定にかかわらず、外部評価（第三者評価）を2年に1回実施すること（以下「受審頻度緩和」という。）で足りるものとする。

3. 外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和の要件

次に掲げる要件を全て満たす場合は、受審頻度緩和の認定を申請することができるものとする。

- (1) 過去に外部評価（第三者評価）を5年間継続して実施していること。ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1回実施していることで2年継続して実施しているとみなす。
- (2) (1)により実施した「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」（兵庫県が公開する様式1）及び「目標達成計画」（兵庫県が公開する様式2-1）を、少なくとも直近5年間継続して明石市に提出していること。ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1回提出していることで2年継続して提出しているとみなす。
- (3) 運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。
- (4) 前年度に開催された運営推進会議に、地域包括支援センターの職員が必ず出席

していること。

- (5)(2)に掲げる「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」のうち、外部評価項目の2（事業所と地域とのつきあい）、3（運営推進会議を活かした取り組み）、4（市町村との連携）、9（運営に関する利用者、家族等意見の反映）の項目の実施状況が適切であること。

4. 受審頻度緩和認定申請に係る手続

受審頻度緩和の認定を受けようとする事業者は、様式1の「地域密着型サービス外部評価（第三者評価）受審頻度緩和認定申請書」に記入し、下記の書類を添付の上、明石市へ提出するものとする。

- (1)直近の外部評価(第三者評価)実施日から起算して5年前までの「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」（兵庫県が公開する様式1）及び「目標達成計画」（兵庫県が公開する様式2-1）の写し（受審頻度緩和の認定をもって2年継続して外部評価(第三者評価)を実施しているとみなして申請する場合は、過去5年間の間に交付された受審頻度緩和の認定通知書の写しを含む）。

- (2)申請する年度の前年度に実施した運営推進会議の議事録（出席者が分かるもの）

5. 認定（不認定）

明石市は、事業者からの申請書を確認し、受審頻度緩和の要件を満たしていると判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価（第三者評価）制度受審頻度緩和認定（不認定）通知書」を事業者に交付する。

受審頻度緩和期間は、直近に実施した第三者評価の評価確定日の翌日から2年間とする。また、受審頻度緩和の認定は自動的に期間延長をしないため、この期間が終了した後に、引き続き受審頻度緩和の認定を受けることを希望する場合は、再度申請を行う必要がある。

評価確定日は、事業所が評価結果を明石市に提出し、明石市が受理した日とする。

6. 不認定

明石市は、申請書を確認した結果、受審頻度緩和の要件を満たしていないと判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価（第三者評価）制度受審頻度緩和認定（不認定）通知書」を事業者に交付し、受審頻度緩和を認定しない理由を示すものとする。

7. その他

認定を受けた事業者は、第三者評価を実施する際に評価機関に認定証明書を提示することとする。